大阪地方裁判所堺支部

第1民事部合議B係

裁判長 松田 亨 殿 裁判官 鈴木陽一郎 殿 裁判官 水木 淳 殿

泉南生協・オレンジコープ労働組合地位確認等請求及び損害賠償請求事件 「平成25年(ワ)第1492号・1493号事件」

不当解雇撤回・断罪を求める要請書

大阪府泉南市を中心に活動している泉南生活協同組合(通称オレンジコープ)において、配送担当者が、過酷な長時間労働でタイムカードもなく、残業代の不払いなどの労働条件改善と働きやすい職場を目指し、労働組合を結成しました。しかし、泉南生協・理事会、とりわけ理事長は異常なまでに労働組合を嫌悪し、組合結成から僅か8ヶ月で労働組合員である配送担当者5人全員を一方的に解雇してきました。

この事件に関して、大阪地裁岸和田支部に地位保全仮処分申立を行い、勝利命令が出ました。 決定の内容は生協理事会側が主張した整理解雇とは認められず「理事長の態度は従業員および 労働組合との協議説明として全く評価できないもので、対応は相当性を欠いている」と断罪さ れました。しかしながら、生協理事会は全く非を認めておらず、未だ労働者を職場には戻して いません。また、大阪府労働委員会での不当労働行為救済申立における尋問でも、理事長は団 体交渉にて「労働組合員だから解雇した」と言ったことを認めています。これは明らかに不当 労働行為に当り、労働組合潰しを目的としたものであることは明らかです。

解雇された労働者5人及びその家族は、突然将来が全く見えなくなり、精神的にも不安でいっぱいの生活を余儀なくされています。一刻も早く職場に戻り、以前の生活に戻りたいと願っています。

裁判所におかれましては、労働者 5 人の請求を受け止めていただき、公正な判決を強く要請するものです。

年 月 日

氏 名	住 所

【取扱い団体】 オレンジコープ労組支援共闘会議・生協労連大阪府連合会 〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町 8-12 国労南近畿会館 2 階

大阪地方裁判所堺支部

第1民事部合議B係

裁判長 松田 亨 殿 裁判官 鈴木陽一郎 殿

裁判官 水木 淳 殿

泉南生協・オレンジコープ労働組合地位確認等請求及び損害賠償請求事件 「平成25年(ワ)第1492号・1493号事件」

不当解雇撤回・断罪を求める要請書

大阪府泉南市を中心に活動している泉南生活協同組合(通称オレンジコープ)において、配送担当者が、過酷な長時間労働でタイムカードもなく、残業代の不払いなどの労働条件改善と働きやすい職場を目指し、労働組合を結成しました。しかし、泉南生協・理事会、とりわけ理事長は異常なまでに労働組合を嫌悪し、組合結成から僅か8ヶ月で労働組合員である配送担当者5人全員を一方的に解雇してきました。

この事件に関して、大阪地裁岸和田支部に地位保全仮処分申立を行い、勝利命令が出ました。 決定の内容は生協理事会側が主張した整理解雇とは認められず「理事長の態度は従業員および 労働組合との協議説明として全く評価できないもので、対応は相当性を欠いている」と断罪さ れました。しかしながら、生協理事会は全く非を認めておらず、未だ労働者を職場には戻して いません。また、大阪府労働委員会での不当労働行為救済申立における尋問でも、理事長は団 体交渉にて「労働組合員だから解雇した」と言ったことを認めています。これは明らかに不当 労働行為に当り、労働組合潰しを目的としたものであることは明らかです。

解雇された労働者5人及びその家族は、突然将来が全く見えなくなり、精神的にも不安でいっぱいの生活を余儀なくされています。一刻も早く職場に戻り、以前の生活に戻りたいと願っています。

裁判所におかれましては、労働者 5 人の請求を受け止めていただき、公正な判決を強く要請するものです。

年 月 日

住 所

団 体 名

代表者名

【取扱い団体】 オレンジコープ労組支援共闘会議・生協労連大阪府連合会 〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町 8-12 国労南近畿会館 2 階